

青森県報

第二千四百十九号

平成十六年
十二月十七日
(金曜日)

目 次

訓 令

青森県地方労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	(地方労働委員 会事務局)	一
青森県地方労働委員会事務局職員倫理規程の一部を改正する訓令	(同)	一

告 示

字区域の変更	(市 振興課)	二
字の区域及び名称の変更	(同)	二
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	(団 体経営 改善課)	六
家畜伝染病の発生	(畜 産課)	六
道路の供用の開始	(道 路課)	六

公 告

貸金業者の登録の取消し	(商 工政策課)	六
右 同	(同)	七
大規模小売店舗の変更の届出	(経 営振興課)	七
換地処分	(農 村整備課)	八
開発行為に関する工事の完了	(建 築住宅課)	八

労働委員会

青森県地方労働委員会が保有する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する規程	(事 務局)	八
--	-----------	---

青森県地方労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程	(同)	八
あつせん員候補者の氏名等	(同)	八

訓

令

青森県訓令甲第四十二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
地方労働委員会事務局

青森県地方労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県地方労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

青森県地方労働委員会事務局処務規程(平成十五年三月青森県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県労働委員会事務局処務規程

第一条中「青森県地方労働委員会事務局」を「青森県労働委員会事務局」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年一月一日から施行する。

青森県訓令甲第四十三号

地方労働委員会事務局

青森県地方労働委員会事務局職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県地方労働委員会事務局職員倫理規程の一部を改正する訓令

青森県地方労働委員会事務局職員倫理規程（平成十三年三月青森県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県労働委員会事務局職員倫理規程

第一条中「青森県地方労働委員会事務局職員」を「青森県労働委員会事務局職員」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年一月一日から施行する。

告 示

青森県告示第七百四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、碓ヶ関村長から碓ヶ関村の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十六年十二月十八日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

南津軽郡碓ヶ関村

大字久吉字下際四の一、四の三、五の一、五の二、六、七の一、七の二、八、九、一三、一四の一、一五の一、一五の二、一六、二〇、二二の一、二二の二、二三の一、二四の一、二五から二七まで、二八の一、二八の二、二九の一、二九の二、三〇、三一の一、三一の二、三二の一から三三の三まで、三三、三四の一、三四の二、三五か

ら三七まで、三八の一、三八の二、三九、四〇の一、四〇の二、四一、四二の一、四二の二、四三の一、四三の二、四四、四五、四六の一、四六の二、四七から四九まで、五〇の一から五〇の四まで、五一の一、五一の二、五二、五五の一、五五の三、五六の一、五六の三から五六の五まで、五八の一、五八の二、六四、大字久吉字菅港の一、四の一、七、九の一、九の二、一一、一二、一五の一から一五の四まで、一六、一九及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部を大字久吉字程ヶ平に編入する。

大字久吉字山岸四二の二、四三の二、四三の三、四四の一、五三の一、五五から六一まで、七四の一から七四の四まで、大字久吉字東田一の一、二、三、四の四から四の四まで、四の一、四の二、六、七、八の一から八の四まで、一一、一二の四から一二の四まで、一三の一、一三の二、一五の一、一五の五から一五の七まで、一六の一、一六の三、一八の一から一八の三まで、一九の一、二二の一、二二の三、二三、二四の一、二四の二、二八の一、二八の二、大字碓ヶ関字水溜四の一、四の二、五の一から五の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部を大字久吉字下一通に編入する。

大字碓ヶ関字船岡九の六、一三の一、一四の一、一四の二、一四の七、一四の八、一五の一、一五の三、一六、一七の一、一七の二、一八、一九の一、一九の三、一九の四、二二の九、二二の一〇、二三の一、二三の四、二三の五、二三の一六、二三の一七、二七の一、二七の三から二七の七まで、二八の一、二八の五、二八の七、二八の八、二九の一、大字碓ヶ関字蛇石一、二の一、二の二、三、四の一から四の三まで、五の四、六の二、六の六、九の三、一〇の二、一一の三、一一の一から一一の四まで、一三の一、一三の二、大字碓ヶ関字三助森二の一、四の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部を大字碓ヶ関字踏田切に編入する。

青森県告示第七百四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、八戸市長から八戸市の別図一に示す字の区域及びその名称を別図二に示すとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域及びその名称の変更は、平成十七年一月二十九日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年十二月十七日

町 名	
住居表示実施前の町名等	大字大久保字浅香蒔目 大字大久保字小久保の一部 大字大久保字小久保尻の一部 大字新井田字小久保尻の一部
桜ヶ丘二丁目	大字大久保字小久保の一部
桜ヶ丘三丁目	大字大久保字小久保の一部
桜ヶ丘四丁目	大字大久保字小久保の一部

青森県知事 三 村 申 吾



S = 1 : 60000



S=1:6000

青森県告示第七百四十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十六年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
北津軽郡市浦村大字十三字通行道番外地 小倉 広起	十三区域	底建網漁業
北津軽郡市浦村大字十三字深津二四七 柳谷 栄		

青森県告示第七百四十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。
平成十六年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑別の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	上北郡東北町	平成 一六・三・二
		畜	一	三沢市	"

青森県告示第七百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年一月十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
国道 一〇三号	青森市大字浦町字奥野五二の八から 青森市大字浦町字奥野七二の九四まで	平成一六・三・二七
国道 一〇四号	三戸郡田子町大字夏坂一四五の一から 三戸郡田子町大字関字北来満山一まで	一六・三・二五

公 告

貸金業者の登録の取消し

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十七条第一項の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消したので、同法第四十一条の規定により公告する。

平成十六年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号 Mコーポレーション
- 二 氏名 池田真紀子
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字山田三三九の一〇八
- 四 登録番号 青森県知事（一）第〇一六六〇号
- 五 登録年月日 平成十五年十二月十九日
- 六 登録の取消しの年月日 平成十六年十二月十日
- 七 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第三十七条第一項第一号

貸金業者の登録の取消し

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十七条第一項の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消したので、同法第四十一条の規定により公告する。

平成十六年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号 北八商事

二 氏名 八木橋由美子

三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字山田六一八の一四

四 登録番号 青森県知事（一）第〇一五八〇号

五 登録年月日 平成十四年四月五日

六 登録の取消しの年月日 平成十六年十二月十日

七 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第三十七条第一項第一号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

青森駅ビル

青森市柳川一丁目二の三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森ステーション開発株式会社

青森市柳川一丁目二の三

代表取締役 石井三郎

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社みなみや

むつ市金谷一丁目一七の八

代表取締役 南谷信廣 外四十四者

四 変更しようとする事項

区分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	荷さばき施設において荷さばきを行うことができない時間帯	午前七時から午後十時 午後六時十五分から午後九時三十分まで	平成一六・一三・一五

五 届出年月日 平成十六年十二月九日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十六年十二月十七日から平成十七年四月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年四月十七日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、久吉地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十六年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
十和田市東十五番町九九の一三、九九の一四、一〇〇の一及び一〇〇の四から一〇〇の一二まで	十和田市東二番町一の一〇二 有限会社宅建センター

労働委員会

青森県地方労働委員会告示第一号

青森県地方労働委員会が保有する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年十二月十七日

青森県地方労働委員会会長 石 田 恒 久

青森県地方労働委員会が保有する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する規程

青森県地方労働委員会が保有する行政文書の開示に関する規程（平成十二年三月青森県地方労働委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「青森県地方労働委員会」を「青森県労働委員会」に改める。

附 則

この規程は、平成十七年一月一日から施行する。

青森県地方労働委員会告示第二号

青森県地方労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年十二月十七日

青森県地方労働委員会会長 石 田 恒 久

青森県地方労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

青森県地方労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十一年六月青森県地方労働委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「青森県地方労働委員会」を「青森県労働委員会」に改める。

附 則

この規程は、平成十七年一月一日から施行する。

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成十六年十二月十七日

青森県地方労働委員会会長 石 田 恒 久

氏名	生年月日	住 所	職 業
石田 恒久	昭和 二四・四・一	青森市長島二丁目二 三の一	青森県地方労働委員会委員 弁護士
大澤 一貫	昭和 三三・六・一五	八戸市根城五丁目一 二の六	青森県地方労働委員会委員 弁護士
成田 宏子	昭和 二・三・三	青森市浪打二丁目三 の四	青森県地方労働委員会委員 (学)青森山田学園青森山田中学校 事務長
赤城 国臣	昭和 二〇・八・二四	弘前市大字学園町一 の一 公宿三二の四の 二一	青森県地方労働委員会委員 弘前大学人文学部教授
今 喜典	昭和 二四・一・三	青森市緑二丁目一七 の四	青森県地方労働委員会委員 青森公立大学経営経済学部教授
佐々木範夫	昭和 二〇・三・五	青森市富田五丁目二 の一 の一八	青森県地方労働委員会委員 日本労働組合総連合会青森県連 合会副会長
栗本 章吉	昭和 二四・二・一八	八戸市旭ヶ丘五丁目 一の一三五	青森県地方労働委員会委員 日本基幹産業労働組合連合会青 森県本部副委員長
外崎 祐一	昭和 三三・九・一六	弘前市大字取上二丁 目一三の一三	青森県地方労働委員会委員 全国交通運輸労働組合総連合青 森県支部執行委員長
一戸富美雄	昭和 三三・七・一〇	青森市桜川九丁目八 の二五	青森県地方労働委員会委員 東北電力労働組合青森県本部委 員長
上野パティ	昭和 三三・二・六	八戸市下長五丁目三 の二七の二の四	青森県地方労働委員会委員 UIセンセン同盟オールサデー ユニオン中央執行副書記長
村田 剛一	昭和 二〇・八・二七	八戸市旭ヶ丘二丁目 二の二六	青森県地方労働委員会委員 三ツ和食品(株)取締役副社長
笹森 悦朗	昭和 二・九・一九	青森市沖館五丁目六 の一八	青森県地方労働委員会委員 ジャパンツアーステムみちの く(株)監査役

北村真夕美	昭和 二二・〇・二	青森市長島三丁目二 の四	青森県地方労働委員会委員 (株)青森経営研究所代表取締役社 長
前田 清敏	昭和 一五・六・一	弘前市大字広野二丁 目七の三	青森県地方労働委員会委員 前田電子(株)代表取締役会長
佐藤 正勝	昭和 三三・八・八	青森市大字戸山字赤 坂七八の二六七	青森県地方労働委員会委員 (社)青森県経営者協会専務理事
野呂 新一	昭和 三三・三・一八	南津軽郡藤崎町西豊 田二丁目五の六	青森県地方労働委員会事務局長
齊藤 喜文	昭和 三三・二・一五	青森市大字浦町字奥 野三四六の二二	青森県地方労働委員会事務局審 査調整課長

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭